

全養協通信

平成22年8月9日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

国の動き

1. 「子ども・子育て新システム」基本制度案要綱を政府決定 社会的養護も含め次世代育成支援のための新制度構築をめざす（6月29日）

◆本年1月以降、内閣府を中心に検討が進められる

政府は6月29日、内閣総理大臣を会長とし全閣僚を委員とする「少子化社会対策会議」で「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下「新システム」）を決定しました。

「新システム」は、政府の少子化社会対策会議が「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うことを目的として、本年1月29日に設置された「新システム検討会議」により、3月以降、有識者・保育関係者・幼稚園関係者などのヒアリング等を経て検討されてきたものです。

4月27日には「新システムの基本的方向」が公表されていましたが、社会的養護の位置づけが明らかになっていませんでした。そこで、5月20日に全国児童養護施設協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国乳児福祉協議会の3種別協議会会長が「新システム検討会議」の作業グループの主査である内閣府・泉健太大臣政務官（少子化対策担当）と懇談を行い、社会的養護に関する公的責任の明確化、社会福祉施設最低基準の抜本的見直し、安心こども基金による社会的養護の拡充に向けた取り組みの継続、新システムにおける社会的養護を必要とする子どもの育ちの保障などを要望しました（「全養協通信」No.222で既報）。

こうした経緯を経て決定された「基本制度案要綱」では、下記の内容が追記されました。

1. 国・都道府県の役割
2. 市町村の権限と責務
3. 多様なサービスの具体的事業
4. 「子ども・子育て会議（仮称）」の設置
5. 「子ども・子育て基金（仮称）/特別会計」名称を「子ども・子育て勘定（仮称）」に変更

◆社会的養護が新システムのなかに位置づけられる

社会的養護については、「都道府県が行う市町村支援事業」の中で「社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する」として、はじめて言及されています。

「新システム」では、今後「平成23年通常国会に関連法案を提出、平成25年度の施行を目指す」とし、「国及び地方の恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施する」と注記されており、今後、関係施策の検討が進められることとなります。

全養協では、関係種別協議会と連携し、今後の「新システム」の具体的な制度設計の過程で、社会的養護の充実と子ども家庭福祉の充実を働きかけていきます。

「子ども・子育て新システム」の詳細は、下記ホームページをご覧ください

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/index.html>

「内閣府トップページ」→「少子化社会対策」→「もっと詳しく知りたい」→「子ども・子育て新システム検討会議について」

2. 最低基準の条例委任、一括交付金化による措置費の動向に 引き続き注視が必要 ～地域主権戦略大綱 閣議決定（6月22日）～

◆「地方主権改革」のもと、施設最低基準を都道府県・指定都市等に条例委任

第174回通常国会（平成22年1月～6月）では、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が上程・審議されました。

これは、平成21年10月に地方分権改革推進委員会が提示した第3次勧告のうち、地方公共団体から要望のあった事項を中心に、平成21年12月に閣議決定された「地方分権改革推進計画」に基づいて法案が上程されたものです。本年5月に参議院先議で可決、現在衆議院で継続審議となっています。

本法案には児童福祉法改正があわせて含まれ、児童福祉施設最低基準について、国から都道府県・指定等市等の条例に委任する内容が含まれています。本年秋以降の国会審議であらためて本法案の審議が進められる予定です。

◆全養協 他の児童種別協議会と連携して対応予定

児童福祉施設最低基準を、都道府県・指定都市等に条例委任する具体的な内容として、

- ① 社会福祉施設における「配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は『従うべき基準（国が全国一律と示す基準）』」
- ② 「その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は『参酌すべき基準（地方自治体の裁量による基準）』」

これらの基準策定の考え方については、昨年秋に厚生労働省から示されていますが、具体的な項目は法案成立後に省令で定めることとなります。

全養協では、本法案により、児童福祉施設最低基準が都道府県等への条例委任とされることについて、現在『従うべき基準』とされている職員配置規準や施設面積基準等は、現行の児童福祉施設最低基準以上の基準を求め、『参酌すべき基準』にあげられている項目については、基準の遵守を求め、現行を下回ることはないよう要望する必要があると考え、他の児童福祉関係種別協議会とも連携して、法案の審議状況もふまえて、都道府県・指定都市等単位での働きかけなど、具体的な対応について協議をすすめていく予定です。

◆措置費の動向に注視が必要 ～ひも付き補助金の一括交付金化～

平成22年6月22日、「地域主権戦略大綱」（以下、「大綱」）が閣議決定されました。

大綱では、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針として、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②基礎自治体への権限移譲、③国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）、④ひも付き補助金の一括交付金化等があげられています。

④の、いわゆる「ひもつき補助金」については、①投資的なものと②サービス給付などに充てる経常的なものとの整理して、国が用途を決めて地方自治体に補助していた財源について、地方自治体の裁量により自由に使えることとしています。

社会保障や義務教育に関係する補助金についても、「大綱」では、『国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討する』としていますが、投資に関わる補助金（施設整備費など）は一括交付金化の対象から外されていません。

「大綱」では、投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は、平成23年度以降段階的に実施し、経常（運営費）に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成24年度以降段階的に実施するものとされています。

今後、地域主権改革の一層の推進に向けて、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定する予定となっており、今後の検討の中で児童福祉施設の措置費等がどのように整理されていくのか、注視が必要となっています。

全養協でも、各会員施設への情報提供につとめ、対応をはかります。

「地域主権戦略大綱」全文は、下記ホームページを参照ください。

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/keikakutou/100622taiko01.pdf>

「内閣府トップページ」→「地域主権改革」→「地域主権戦略大綱を策定しました」

全養協の動き

3. 厚生労働省・山井和則大臣政務官と懇談(7月21日)

～自立支援策の充実、社会的養護専門委員会の検討をふまえた施策実施を要望～

全養協は、7月21日、厚生労働省の山井和則大臣政務官と懇談し、社会的養護の充実について意見交換を行いました。全養協からは、中田浩会長、土田秀行副会長、藤野興一副会長、武藤素明制度政策部長が出席しました。

全養協から、4月に厚生労働省に提出した次年度予算要望書等と、政府による「子ども・子育て新システム」の検討状況をふまえ、「措置制度は国の関与が引き続き重要ではないか考える」「長期入所の子どもが自立する際の支援が弱い。政策的に自立の中身を吟味して支援してほしい」と要望しました。

また、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の動向についても、「社会的養護専門委員会の議論はすでに3年経過しているが、国としてのビジョンがまだ出されていない」ことを伝え、職員も子どもも厳しい状況のなか、検討を早めてほしいと要望しました。

山井政務官からは、「（子どもが）独り立ちがしにくい状況は認識している」「専門委員会の件は国会でも議論となったが、結論を出すにはまだ（各種実施調査の分析が）不十分であり、引き続き取り組みたい」との話がありました。

4. 衆議院・青少年問題特別委員会が学習会

社会的養護関係者からヒアリングを実施(6月11日)

～藤野興一副会長が出席、社会的養護の現状と課題を報告～

衆議院の青少年問題特別委員会（池坊保子委員長）は、6月11日に児童虐待問題、社会的養護に関する学習会を、関係者を招いて憲政記念館で開催しました。学習会では、花園大学の津崎哲郎教授とともに、全養協からは藤野興一副会長が出席して意見を述べました。

藤野副会長は、現在の児童養護施設に入所する子どもの現状をふまえ、子どもと親との両方のケアが必要であること、ケアの質を高めるために、養育単位の小規模化をはかる財政的な保障と、職員配置基準、施設設備基準の改善の必要性について提言を行いました。

出席議員からは、「親権制限の考え方について伺いたい」「地域主権改革のなかで、基礎自治体は虐待問題をどこまでカバーできるのか」「児童自立支援施設の基準緩和により、どのような影響があらわれるか」など多くの質問がされました。

藤野副会長は最後に、「国によるナショナルミニマムを確保した上で、地域単位による施策の上積みの考え方が必要である」と説明しました。

5. 親権の在り方検討にかかわり、関係審議会で全養協が意見表明

～法務省審議会(6月15日)、厚生労働省専門委員会(7月27日)～

◆武藤素明・制度政策部長が出席し意見表明

児童虐待を防止するための親権課題について、民法、児童福祉法、児童虐待防止法等改正を検討するため、法務省（法制審議会・児童虐待防止関連親権制度部会）、厚生労働省（社会保障審議会児童部会・児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会）の審議会が随時開催されています。

これらの関係審議会では、実践関係者からのヒアリングを行っていますが、全養協では法務省（6月15日）、厚生労働省（7月27日）のそれぞれの審議会で、武藤素明制度政策部長が出席し、親権の一時停止・一部停止にあたっての考え方や、法人が未成年後見人を受けること、複数で未成年後見人を受けること等について、全養協が6月上旬に各協議員に行ったアンケート結果をふまえて意見表明を行いました。

とくに、児童養護施設の実践現場では、親（親権者）との関係でさまざまなトラブルが生じることが多く、法改正とあわせて、実践現場にとってプラスとなる制度構築や財源保障（児童養護施設や関係機関におけるファミリーソーシャルワーカーの配置増等）、親支援の充実が必要であると述べました。当日の資料は、次のホームページに掲載されています。

法制審議会・児童虐待防止関連親権制度部会（第4回／平成22年6月15日開催）

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900027.html>

「法務省トップページ」→「審議会等」→「審議会」→「法制審議会—児童虐待防止関連親権制度部会」

厚生労働省社会保障審議会児童部会 児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会
(第4回/平成22年7月27日開催)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi20>

「厚生労働省トップページ」→「審議会・研究会等」→「社会保障審議会」→「児童部会 児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」

児童福祉の動向

6. 児童虐待相談件数 19年連続で過去最高を更新

～厚生労働省「児童虐待防止対策の推進について」を発出～

厚生労働省は7月28日、平成21年度の児童虐待対応件数と「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第6次報告を公表するとともに、児童虐待対策等の徹底を要請する通知を各都道府県・指定都市、児童相談所設置市あてに発出しました。

平成21年度の虐待相談件数（児童相談所）は過去最多の4万4,2104件（速報値）で、集計を始めた2年度（1,101件）から19年連続で増加しました。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第6次報告）では、平成20年度に虐待によって死亡したのは107件128人。心中を除く64件67人のうち、0歳児が約6割（39人）を占め、そのうち16人は生まれたその日に死亡していました。

集計結果の分析（心中以外）では、養育者の心理的・精神的問題について、実母の場合は「育児不安」（25.4%）、「養育能力の低さ」（15.9%）、「衝動性」（12.7%）に該当する割合が高く、実父の場合は「攻撃性」（20.6%）、「衝動性」（17.6%）、「怒りのコントロール不全」（17.6%）に該当する割合が高いとされています。

検証委員会は、児童虐待の発生予防対策として、(1) 望まない妊娠や計画しない妊娠を予防する方策と望まない妊娠について悩む者への相談体制の整備の充実、(2) 相談できる場所についての周知徹底をあげています。

また、「児童虐待防止対策の推進について」（平成22年7月28日付 都道府県・指定都市・児童相談所設置市児童福祉・母子保健主管部（局）長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名通知）では、児童虐待の対応体制の充実について、

- (1) 相談しやすい体制の整備
- (2) 地域ぐるみの児童虐待対応について
- (3) 母子保健施策と児童虐待対応の一体的な取組について
- (4) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

などをあげ、子どもの安全確認は、通報などを受けてから原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施するよう徹底することを呼びかけています。

詳細は厚生労働省ホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000g6n1.html>

「厚生労働省トップページ」→「報道発表資料」

7. 保育士試験・保育士養成課程を改正

～「養護原理」は「社会的養護」に、新課程は23年度から実施～

平成22年7月13日に、保育士試験および保育士養成課程の改正に関して、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第90号）、児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示代278号）が公布されました。

保育士養成課程等の改正については、保育所保育指針の改定を受け、厚生労働省が設置した保育士養成課程等検討会が『保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）』を示していましたが、今回の改正はこの内容が反映されてものとなっています。

保育士養成課程は平成23年度から、保育士試験は平成25年度から施行されます。社会的養護にかかわる主な改正点は、下記のとおりです（主な関係部分のみ抜粋）。

【保育士試験】筆記試験科目を変更

- ・ 「児童福祉」 → 「児童家庭福祉」
- ・ 「養護原理」 → 「社会的養護」

【保育士養成課程】教科目の名称変更等

- ・ 「児童福祉（講義）」 → 「児童家庭福祉（講義）」
- ・ 「養護原理（講義）」 → 「社会的養護（講義）」
- ・ 「養護内容（演習）」 → 「社会的養護内容（演習）」

お知らせ

8. 「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成の募集

全国社会福祉協議会では、故 植山つる氏（旧厚生省児童局母子福祉課長、中央児童福祉審議会幹事、淑徳大学教授等を歴任）からの寄付をもとに「植山つる児童福祉研究奨励基金」を設け、児童福祉施設に働く職員（個人・施設・グループ・団体）の自主研究に対して、研究費の一部を助成しています。本年度も別添の募集要項により実施することとなりました。締切は平成22年9月10日（金）必着です。

ぜひ本基金を活用して現場の実践・研究をすすめてくださるようお願いします。多くの応募をお待ちしています。

申請書様式は、全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会ホームページよりダウンロードできます。

全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo.or.jp/>

全国児童養護施設協議会ホームページ

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

9. 第19回雨宮児童福祉財団修学助成金申請要項の送付

(財)雨宮児童福祉財団では、児童福祉施設等を利用している児童が進学を希望し、専門学校、大学・短大等に入学する場合に、修学助成金として入学金を助成します。

(1) 対象：全国の児童福祉施設に入所している児童及び里親のもとにいる児童で、平成23年3月に高校卒業後、進学を希望し、大学・短大・専門学校・専修学校に入学する方のうち、他の機関から返済義務のない入学金の助成を受けていない方。

※ 例年全社協が実施している「JOMO奨学助成制度」については、入学金そのものの助成ではありませんので、併願・併給が可能です。なお、「JOMO奨学助成制度（企業名称の変更により、本制度も名称変更予定）」は、本年12月頃に案内予定です。

(2) 助成内容：入学金のみ

(3) 申請受付：平成22年9月1日（水）から

(4) 申請締切：【第1次締切】平成22年10月31日（日）

【最終締切】平成22年11月25日（木） 当日消印有効

詳細はすでに各施設にお送りしている要項を参照ください。全養協ホームページからもダウンロードすることができます。

10. アルコール消毒液の寄贈について

この度、全国社会福祉協議会に信和アルコール産業(株)よりアルコール消毒薬（「シェイクハンドジェル」）の寄贈の申し込みがありました。これを受け、児童福祉施設（児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所）からの希望にもとづき、寄贈を実施することといたしました（送料と送料振込手数料は、寄贈受け入れ施設が負担）。寄贈を希望される場合には、別添案内文（平成22年8月5日付全社児発第281号）によりお申込みください。

なお、申込対象施設からの希望合計数が寄贈数を上回った場合は、全社協において調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

1 1. 厚生労働省人事異動（7月30日付）

※ 幹部および児童家庭福祉関係人事のみ抜粋

(敬称略)

新 職 名	氏 名	前 職 名
厚生労働事務次官	阿曾沼 慎司	医政局長
大臣官房長	岡崎 淳一	大臣官房総括審議官
雇用均等・児童家庭局長	高井 康行	医薬食品局長
政策統括官（社会保障担当）	香取 照幸	大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
大臣官房総括審議官	二川 一男	官房審議官（年金担当）
大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）	石井 淳子	大阪労働局長
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長	高橋 俊之	内閣官房内閣参事官（内閣総務官室）
大臣官房総務課企画官 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長併任 雇用均等・児童家庭局併任	竹林 悟史	政策統括官付社会保障担当参事官室長補佐
辞職（独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員就任予定）	伊岐 典子	雇用均等・児童家庭局長
年金局事業企画課長	藤原 禎一	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部長	依田 泰	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長